

建設発生土の無償受入れ地募集要項

1 募集の趣旨

県発注の公共工事に伴い発生する建設発生土の有効活用を図るため、窪地の埋立てや低地の嵩上げ等を目的とする建設発生土の無償受入れ地を募集します。

2 応募条件

(1) 申請者の要件

北薩地域振興局管内において、土地を所有または借受けている者で、埋立て等の土地造成等を予定している者。（ただし、借受けの場合は、土地所有者の同意が必要。）
ただし、次の団体等を除く。

鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者。

(2) 土地の要件

- ①北薩地域振興局管内（甕島を除く）の土地であること。
- ②大型ダンプトラック（10t車）で土砂の搬入ができること。
- ③関係法令上、埋立て（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが申し込み時に完了していること。
- ④原則として、概ね500m³以上の土砂搬入が可能な土地であること。
- ⑤土砂の流出等による周辺環境への影響がないと認められる土地であること。

3 応募手続

(1) 必要書類

- ①県発注の公共工事に伴う建設発生土の受入れ申込書
- ②誓約書
- ③受入れ申込地の位置図
- ④埋立て等の許可証の写し
- ⑤埋立て計画図（平面図、縦断図、横断図等）
- ⑥受入れ申込地について土地所有の権利関係が確認できる書類
（字図、登記簿謄本の写し等）
- ⑦公募申込者と受入れ申込地の土地所有者が異なる場合は、土地所有者の同意が確認できる書類（同意書等）
- ⑧その他必要書類（森林法関係書類、農地法関係書類、都市計画法関係書類等）
- ⑨現地写真

(2) 公募手続の留意事項

- ①公募申込みに要する費用は、すべて公募申込者の負担とします。
- ②必要書類の提出部数は1部とし、受理後は返却しません。
- ③必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。
- ④今回の公募に関して知り得た個人情報、公募の目的以外には使用しません。

4 搬出先の選定

受入れ申込地については、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、公募申込者側の協力体制、事業の効率性等も総合的に検討して搬出先を選定し受入者を決定します。

5 その他の留意事項

- (1) 公共事業間での土砂の流用を優先することから、搬入先に選定されても、搬入されないことがあります。また、搬入時期及び搬入量についても希望に添えないこともあります。
- (2) 建設発生土は、粘性土、砂礫、玉石混り土など様々な土質の土砂が混入することが見込まれます。（除草根等を含む場合もあります。）
- (3) 建設発生土の運搬は、原則として県が実施します。
- (4) 搬入路の確保は公募申込者が行うこととします。その際、用地買収及び借地契約が必要な場合は、公募申込者が行ってください。
- (5) 建設発生土の搬入完了後の受入れ地の管理について、県は一切責任を負いません。
- (6) 搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- (7) 建設発生土の搬入に際し、搬入路沿線の住民あるいは地権者等から苦情・問い合わせがあった場合は、受入者において誠意を持って対処してください。
- (8) 搬入した建設発生土は、受入者の責任において管理するものとし、当該土砂が第三者に影響を及ぼしたときは、受入者がその損害を賠償するものとしします。
- (9) 建設発生土の搬入予定日は受入者と調整の上、決定します。
- (10) 受入者は、搬入土の土質的条件を指定できません。
- (11) 受入者は、県の建設発生土の受入に合わせて、県の公共工事以外の土砂を受入れる場合、書面をもって県に協議を行ってください。
- (12) 受入者は、搬入予定日までに周辺住民・事業所等へ建設発生土の受入れ、期間等を周知し、了解を得てください。
- (13) 受入者は、搬入予定日までに受入れ地内の支障となる物件等の移設解体、受入れに必要な施設の整備及び立木の伐採等を完了してください。
- (14) 県は、搬入土の締固めは行いません。建物の建築予定箇所等で締固めが必要な場合は、受入者の責任及び費用負担で実施してください。
- (15) 受入者が締固めを行う場合は、県の搬入計画に支障とならないよう調整を行ってください。

6 提出先・問合せ先

鹿児島県北薩地域振興局建設部土木建築課技術調整係

住 所 〒895-8505 鹿児島県薩摩川内市神田町1番22号

電話番号 0996-25-5285, 5286